

長 第 4 0 8 号
令和 5 年 8 月 1 日

岩手県介護支援専門員協会 会長
岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長
岩手県社会福祉士会 会長
岩手県介護福祉士会 会長
岩手県社会福祉協議会 会長
各市町村社会福祉協議会 会長
岩手県訪問看護ステーション協議会 会長
介護労働安定センター岩手支部 支部長
各地域包括支援センター管理者

様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和6年度主任介護支援専門員更新研修の
受講対象者に係る要件緩和の廃止について

主任介護支援専門員更新研修の受講要件については、平成28年7月26日付け長号外によりお知らせしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度から要件の一部を緩和して実施しているところです。

令和6年度については、新型コロナウイルス感染症の5類相当への移行による行動制限の廃止を受け、要件緩和を廃止しますので、当該年度の研修受講希望者に対し、法定外研修を今年度中に4回以上受講する必要があること等について、貴管内の介護サービス事業者等を通じ周知をお願いします。

【担当】

介護福祉担当 池田

TEL : 019-629-5435 (直通)

No.	主任介護支援専門員更新研修の受講対象者の要件
1	○ 法定研修の企画担当者、研修講師、ファシリテーター又は実習指導者
2	<p>○ 下記(1)に規定する法定外研修を、下記(2)のとおり受講した者</p> <p>(1) 法定外研修の要件 次のア～エの全てに該当する研修であること。</p> <p>ア 主催者 次のいずれかの団体が主催すること。 ①地域包括支援センター ②岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会 ③岩手県介護支援専門員協会 ④その他職能団体等</p> <p>〔県内〕岩手県社会福祉士会、岩手県介護福祉士会、県・市町村・保険者、岩手県・市町村社会福祉協議会、岩手県訪問看護ステーション協議会、介護労働安定センター岩手支部 〔県外〕日本介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会、日本社会福祉士会、日本介護福祉士会、全国訪問看護事業協会</p> <p>イ 研修内容 主任介護支援専門員の資質の向上に必要な知識技術に係るものであること。</p> <p>ウ 研修時間 講義又は演習（グループワーク等）の時間の合計が、<u>1回につき3時間程度</u>であること。</p> <p>エ 修了証明 主催者から修了証明書が交付される等、研修の受講証明が行われること。</p> <p>(2) 受講状況の要件 (1)の研修の受講状況が、次のオ・カの両方に該当していること。</p> <p>オ 受講回数 主任介護支援専門員更新研修受講の前年度において、(1)に該当する研修を、4回以上受講していること。ただし、1回につき3時間を超える研修は、3時間ごとに1回の受講として取り扱う。</p> <p>カ 演習が含まれた研修の受講 オで規定する4回のうち、必ず1回は90分以上の演習が含まれた研修を受講していること。 ※カは、平成29年度主任更新研修受講者から適用</p>
3	○ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（自らが主となって研究・論文執筆したものを対象とし、それ以外の共同研究等は除く。）
4	○ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー
5	○ 介護支援専門員地域同行型研修においてアドバイザーを務めた者